

江戸川区政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
江戸川区政務活動費の交付に関する条例（平成十三年三月江戸川区条例第二号）  
の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「作成し」の下に「、議長に提示し、その事前確認を受けた上で」を加え、「一月」を「五十日」に、「提出しなければならぬ」を「提出しなければならず、その期限までに報告書等の提出がない活動費については、返還しなければならぬ」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （説明）

政務活動費の精算に際して、実績報告書等の提出期限を会計年度終了後一月以内から五十日以内に改めるとともに、提出に先立ち事前確認を受けることとするほか、期限を超過した場合の取扱いを明確にする必要があるため、本案を提出します。